

必ずご確認  
ください!!

## スマイル トゥ スマイル 会員専用サイト「Smile to Smile」 スマートフォン・パソコンへの登録をお願いします!!

当センターでは、11月に施行されるフリーランス法(※1)に対応するため、会員の皆様の仕事の内容などの就業条件は、原則として会員専用サイト「Smile to Smile」でお知らせすることになります。

- 「Smile to Smile」を利用するには、あらかじめ会員の皆様ご自身での登録が必要です。登録をすると、センターから依頼した仕事の内容をいつでもスマホ等で確認ができるうえ、配分金の明細(※2)や、センターからのお知らせなどをご覧いただけます。
- 未登録の場合は、書面での郵送や手渡しとなり、時間や来所の手間がかかりますので、できるだけ早く「Smile to Smile」の登録をお願いします。

※1 フリーランス法については裏面をご覧ください。

※2 配分金の明細は、令和7年4月以降は「Smile to Smile」によりご確認いただく方法へと移行します。詳しくは「シルバーだより」をご覧ください。

### 登録の方法は次のとおりです。

- 資料3の登録手順書に沿って登録してください。
- 資料1に必要なログイン情報を記載しています。

### 【登録方法が分からない場合は】

#### 登録の説明会『スマホ講座』を開催します。

- 「Smile to Smile」の登録や使用方法を説明する『スマホ講座～Smile to Smile 登録&使い方～』を開催します。※未登録の方が対象です。
  - 資料4の講座日程表をご覧ください、希望日にご参加ください。  
(電話で予約してください。)
- ※最寄りの事務所にお気軽にご相談ください。

- 未登録であったとしても、就業などの会員活動ができなくなるわけではありませんが、登録すればセンターからのお知らせや就業情報、配分金明細書等を確認することができますので、是非この機会にご登録ください。(10月末までの登録を推奨)

画面の内容は  
イメージです。



## 令和6年11月よりフリーランス法が施行されます

令和5年5月12日に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」）が公布されました。

このフリーランス法が今年11月に施行されるにあたり、会員の皆様にもかわる内容ですので概略をお伝えします。

### < フリーランス法とは? >

個人がフリーランス（特定業務受託事業者）として受託した業務に安定的に従事できるよう、業務を委託する発注者（特定業務委託事業者）に、仕事の内容（業務内容や報酬額など）を明示する義務が課せられます。



## ポイント

- ・ 現在、請負または委任の形態で就業している会員の皆様は、このフリーランスに該当し、フリーランス法が適用されます。
- ・ フリーランス法が施行されましても、会員の皆様とセンターとの関係は変わりません。お仕事の内容や配分金のお支払いもこれまで通りですので、安心してお仕事についていただけます。

